

の集落形態を考える上で、今後の比較検討が必要であろう。

(遠 藤)

第3節 古墳時代後期の筒形土製品とその製作について

尾根頂部に立地する7世紀中頃のS I 12カマドより、特徴ある遺物が出土した。これまで関東・甲信越地方で注目されていた遺物であり、「円筒形土器」や「筒形土製品」などと呼称されている土製品で、本県においても丹治篤嘉（丹治2001a・b）の論考によりその性格や問題点が明らかになってきている。本稿では栗木内遺跡から出土した筒形土製品の観察所見から、その機能や製作工程の復元を試みたい。

①出土状態と所属年代：筒形土製品は3点出土し、この内、2点（図164-2・3）は、カマドの袖先端部に据え付けられていた。また、残る1点（同図1）は袖に接する住居中央部側から出土している。いずれも器面の半周以上に被熱の痕跡が観察され、据えた2・3の間隔と1の長さがほぼ同一の値を測ることから、2・3の上面に1を渡し、カマド焚口を確保・補強する施設の構築材なのは間違いないとみられる。これらの所属時期は、第2節で述べたように、栗囲式でも終末までは下らない。

②製作技法：次に、これらの製作方法を考えてみる。器面には内外面とも明瞭な輪積み痕が観察され、特に内面にはユビオサエや粗いナデがみられる程度である。器面を観察すると、粘土紐の単位は2～3cmだと分かる。一方、外面にはナデやハケメなど該期の土師器と同様の調整が認められるが、輪積み痕を消すには至らず、やはり雑な感は否めない。さらに、1・3には底部およびその痕跡が存在していたことから、底部から積み上げられたことが分かる。

ところで、輪積み痕と器面調整の関係で興味深い点が判明した。それは、粘土紐5本程度とナデ調整の単位がほぼ一致している点で、特に1で顕著に観察できる。このことから、粘土紐積み上げは5本程度を一連として行われているとみられ、その部分で接合痕も明瞭となっている。さらに、1の内面調整は、底部から27cm程の部分を境界として、その上位が雑、下位で丁寧と明らかに異なっている（図中▲）。上記の粘土単位でみると、3単位になる。また、1の口縁部から22cmの部分にもこれに類似する粘土紐単位が認められた（同△）。このことから1は、粘土紐5本程度を単位として積み上げ、3単位で20～30cm前後になった筒状の土製品が連結された可能性が高い。こうした観点で2・3を観察すれば、やはり数箇所の連結痕が存在することが分かる（同△）。

また2・3は、断言はできないが、部分的に接合するようで、同一個体が分割された可能性が高い。接合する粘土紐部分の多くは剥落しているが、おそらく乾燥時から焼成までに分割されたため、焼成の際に形状が歪んでしまったのではないかと考えられる。

以上から、筒形土製品の製作には一定の「規格」が存在すると考えられる。

③大きさ：丹治（2001b）によれば、全長30cm以上（筒形Ⅰ類）・20cm前後（筒形Ⅱ類）・18cm以下（筒形Ⅲ類）に大きく分類されている。本遺跡では筒形Ⅰ・Ⅱ類を基準とする製作工程が復元

可能である。

④器面にみられる痕跡：1の底部は存在しないが、接合痕の焼成状況から存在したことは間違いなく、この部分に貫通孔が存在する。太さ3cm程度の、径が歪んだ棒状工具を外側から貫いていることが判明している。底部に棒状工具の痕跡が確認されている例としては、郡山市大根畑3号住居跡、同市東丸山遺跡6・32号住居跡にある。上記の遺物は、いずれも細い工具が用いられており、本遺跡例とは趣が異なっている。この痕跡は複数みられる場合もある。以上の点から、これらの土製品が容器としての役割を果たさず、当初からカマド構築材として製作された可能性が高いと考えられる。

一方、体部器面を観察すれば、1・2には図164のアミ点で示した範囲に数条の溝状の圧痕が確認できる。いずれも焼成前の痕跡である。あたかも器面を4分割するかのごとく認められ、特に、口縁部近くに顕著である。工具は断面形が丸い棒のようなもので、圧痕の状態から、4方向よりほぼ均等に圧力が加わっていたとみられる。

以上の痕跡から、地面に突き刺した芯材に底部を貫いて土製品を支保し、その補助として例えば篠竹のような工具を四方に巡らし、倒壊を防止するような乾燥方法を考えた。つまり、土製品を直立したまま乾燥させたと推定できるの

ところで、3は稜状に張り出した底部をもつ。同様の張り出しとして、カマド袖に据えられた状態で出土した大根畑遺跡3号住居跡（報告書第14図-15）を挙げることができる（柳沼1987）。この手抜きのような痕跡も、天井材を支えるという実用面から考えるならば、あえて除去しなかった可能性が高い。

⑤結 語：上記の観察から、筒形土製品が製作当初からカマド構築材として、一定の規格の下で製作されたことが判明した。また、中空に成形されていることから、焼成時の破裂防止と重量の軽減が意図されていたことも分かる。実際の使用にあたって、内部にカマド袖部構築材と類似する粘土が充填されている。

こうした筒形土製品は、関東・中部高地に起源をもち、福島県内においては7世紀代（栗田式

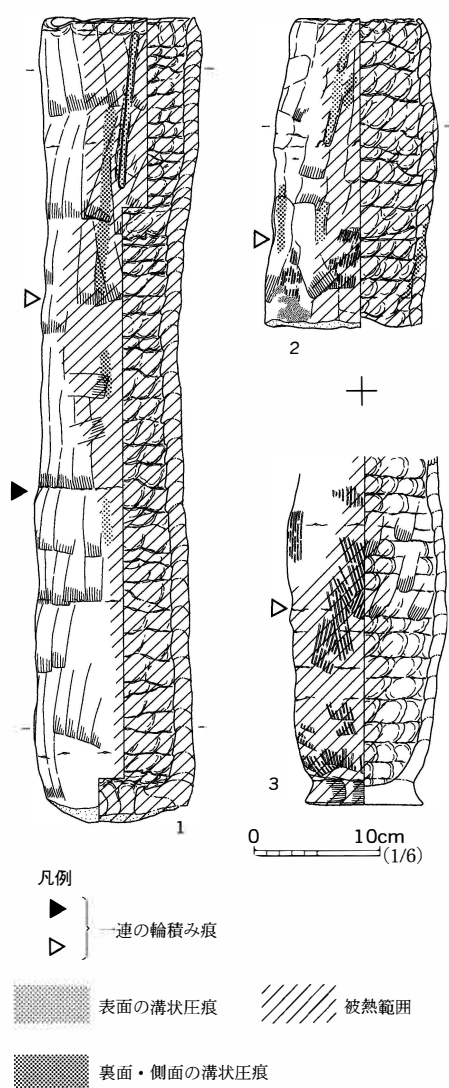


図164 12号住居跡出土筒形土製品

期)に多い遺物とされてきた。県内では、9世紀に急増する筒形土器との識別に混乱がみられる場合があるが、今回の観察所見を基準にすれば、その区別は可能と考えられる。

ところで、本遺跡S I 21・31はS I 12に先行する5～6世紀の住居跡であるが、この2軒ではカマド焚口に礫を用いていた。栗木内遺跡周辺でも、玉川村辰巳城遺跡3号住居跡(5世紀末)・石川町佐平林遺跡S I 21(6世紀)・同町薬師堂遺跡3号住居跡(6世紀)など類例があり、少なからず検出されている。また、8世紀以降には、カマドの構築材として礫や土師器甕を用いることは珍しくない。このように焚口を確保する構築法の中で、筒形土製品は7世紀代にのみ用いられ、以降は消滅していく。このことは、福島県が筒形土製品の周縁地域であることを物語り、その歴史背景を考えるに当たって、示唆的な現象といえるかもしれない。(佐 藤)

第4節 平安時代の土師器について

今回の調査では、平安時代に帰属すると推測される竪穴住居跡・土坑が多く検出された。ここでは、それらの遺構から出土した土師器、特に、食膳具(杯・高台付杯・小皿)について若干まとめてみることにする。なお、各遺構において堆積土出土土器と床面出土土器が必ずしも同時性を有しているとはいえないが、一括して扱うことにする。

まず初めに、食膳具3種に関して属性により分類してみる。

杯：いずれもロクロ整形で、底面切り離しは回転糸切りである。内面に黒色処理・ヘラミガキを施すもの(A類)と内面に黒色処理・ヘラミガキを施さないもの(B類)に大別される。体部の立ち上がりが直線的なもの(I類)、内湾ないしは内湾気味なもの(II類)、体部中央に屈曲を有し、体部の上半と下半がそれぞれ外反するもの(III類)に細分され、さらに、体部下半から底面にかけて回転ヘラケズリ調整を施すもの(a類)、手持ちヘラケズリ調整を施すもの(b類)、無調整のもの(c類)に細分される。A類には両面黒色処理・ヘラミガキのものも含む。B類にはB II c類のみが存在し、B類は赤焼土器と呼称される場合がある。

高台付杯：いずれもロクロ整形で、内面に黒色処理・ヘラミガキを施すもの(A類)と内面に黒色処理を施さないもの(B類)に大別される。さらに、高台が高く体部が内湾するもの(I類)、高台が低く体部が内湾するもの(II類)、高台が低く体部が内湾気味で、下部に弱い稜を持つもの(III類)に細分され、口径が10cm前後のもの(1類)とそれ以上のもの(2類)がある。なお、A類は両面黒色処理・ヘラミガキのものも含み、B類には内面にヘラミガキを施すものもある。

高台付皿：内面に黒色処理・ヘラミガキを施すもの(A類)は存在せず、ロクロ整形で、内面に黒色処理を施さないもの(B類)のみが存在する。内面にヘラミガキを施し、高台が高く、体部は直線的に立ち上がる。

小皿：いずれもロクロ整形で、回転糸切り・無調整である。内面に黒色処理・ヘラミガキを施すもの(A類)は存在せず、内面に黒色処理・ヘラミガキを施さないもの(B類)のみが存在する。